

従前相当訪問介護サービス

	事業の実施方法	事業者指定(国 従前相当訪問型サービスコード:A2)
①	対象者となるケース	<p>○下記の内容で、ケアマネジメントで必要と認められるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p> <p>身体介護が必要な人及び認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある人。 また、退院直後で状態が不安定な方(ケアプランにより、短期間の利用を位置づける。)</p> <p>下有所・上有所・赤仁田・大平・南坂門田・中坂門田の地区については、家事支援のみとしても、本サービスを利用することが、可能である。ただし、緩和型サービスやふれあい家事支援を利用することもできる。</p>
②	サービス内容	従前の介護予防訪問介護と同様(訪問介護員による身体介護、生活援助)
③	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施(ケアマネジメントA)
④	市町村の負担方法	月ごとの包括払い
⑤	基準	<p>・管理者※1 常勤・専従1以上 ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上※2 【資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】 ※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ※2 一部非常勤職員も可能。</p>
⑥	個別サービス計画	作成
⑦	単価等	国が示す単価
⑧	利用者負担額 (利用料)	予防給付の利用者負担割合(1割。一定以上所得の利用者には2割・3割)
⑨	限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象 (要支援者は国の基準どおり、事業対象者は要支援1の限度額)
⑩	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払
⑪	備考	